

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年4月19日
【会社名】	株式会社スタジオアタオ
【英訳名】	STUDIO ATA0 Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 瀬尾 訓弘
【本店の所在の場所】	兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目1番6号
【電話番号】	078-230-3370（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部ゼネラルマネージャー 山口 敬之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座三丁目10番9号
【電話番号】	03-6226-2772（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部ゼネラルマネージャー 山口 敬之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年4月13日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を提出しましたが、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に該当しないものでしたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- 1 提出理由
- 2 報告内容
- (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

3 【訂正内容】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

1 提出理由

(訂正前)

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(訂正後)

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(訂正前)

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成30年2月期の個別決算及び連結決算に売上原価(たな卸資産評価損)として9百万円、店舗設備等に関する固定資産の減損損失として32百万円を特別損失に計上いたします。

(訂正後)

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成30年2月期の決算に売上原価(たな卸資産評価損)として9百万円、店舗設備等に関する固定資産の減損損失として32百万円を特別損失に計上いたします。